

特定非営利活動法人おおかみこどもの花の家定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人おおかみこどもの花の家という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を富山県中新川郡上市町稗田27番地6に

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、映画「おおかみこどもの雨と雪」の舞台モデルとなる事により、古民家に訪れる来場者に対して観光の振興を図る。また、モデルとなった同地区の清掃活動などを行う事により 環境の保全を図る。イメージを壊さず伝承し、イメージに即した イベント等を開催する事により、よう努めていく。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非

- (1) 観光の振興を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動

(事業)

第 5 条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に関

- (1) この古民家の公開管理事業
- (2) この古民家の維持管理事業
- (3) 周辺地区の清掃事業

- (4) イベント等の観光促進事業
- (5) 会員等の相互の交流に関する事業
- (6) 物品の製作、販売事業

第 3 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第 7 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書にものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならぬ。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決に
とができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えな

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 12 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以下

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第 13 条 理事及び監事は、総会において選出する。

2 理事長、副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等
含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数
ることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条 理事長及び副理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する

2 理事長及び副理事長以外の理事は、法人の業務において、この法人を代

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠ける。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。役員が選任されていない場合には、任期の末尾後、最初の総会が終結する
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、そ

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたと

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決にと

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができ

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く

2 職員は理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。)及び権利の放棄

(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったとき臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載しとも 会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会すること

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合においてしくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決す
あったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通
知もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表
決する。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第
3項については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の
議決を異議を唱へない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなけれ
ばならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的表決者又は表決委任者
の数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人
以上を記載しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的記録により
議決したときは、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を
記載しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記すとともに会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長もしくは副理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらか

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、
る。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知
もしくは 電磁的記録をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号
に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の審
い。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成した

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面もしくは電磁的表決者にあつ
こと。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以
ならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に沿って行うもの

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業に関する会計の

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、ならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立した事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会
い。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わ

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会
る議決を得、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、
ばならない。

(1) 目的

- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに附
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の
ならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければな

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに第
項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の
かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理

附 則 1

この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする

理事長 山崎 正美

副理事長 川端 英徳

理 事 久世 よし子

同 富樫 豊

同 長田 拓哉

同 木内 静子

同 猪子 弘康

同 佐藤 あすか

同 古川 祐和

監 事 川口 一民

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、月21日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の

でとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、

正会員入会金 500円

正会員年会費 3,000円

ただし、同一住所内における家族会員については、追加一名につき
年会費1000円とする

賛助会員入会金 5000円

賛助会員年会費 30000円

平成30年4月30日 第53条変更

令和元年7月4日 第15条2項変更